

手数料の返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後短期間で、自己の都合により退職した場合には、当該領収済み紹介手数料の全部又は一部を、下記の期間及び割合に応じて、返還いたします。

- ・ 採用後1ヶ月以内で自己都合退職した場合 紹介手数料の 100%
- ・ 採用後2ヶ月以内で自己都合退職した場合 紹介手数料の 66%
- ・ 採用後3ヶ月以内で自己都合退職した場合 紹介手数料の 33%

以下の場合、返戻金制度は適用されません

1. 紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の労働者を求職者として紹介する場合
2. 求人者の責による退職・解雇
3. 求職者の死亡・天災等、不測の事態による退職

返戻金制度は基本契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号：38-ユ-300047

愛媛県四国中央市三島中央1丁目16-72

株式会社 Bizcareer

代表取締役 渡邊 和豊